

コンテンツ活用ビジネス支援事業受託者者募集要領

コンテンツ活用ビジネス支援事業を実施するに当たり、実施企画の立案・運営、各種広報等を行う事業者を次のとおり募集する。

1 委託業務の名称

コンテンツ活用ビジネス支援事業

2 委託契約内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 委託金額

4,000,000円以内

※ 上記の金額は消費税及び地方消費税相当額10%を含む。

(3) 委託内容

「委託仕様書」に掲げる業務

※ 参加を希望する法人又は団体は、メール:contents-sangyo@city.kyoto.lg.jp まで参加を希望する旨とともに、「企業又は団体の名称」、「担当者のメールアドレス」を記載し、送付すること。

そのうえで、「3 事業者の参加要件」を満たす者に対し、委託仕様書・参加表明書等の所定様式を送付する。

(4) その他

提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同額とならない場合があることに留意すること。

受託候補者となった者は、その地位・権利を譲渡できないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することを禁止する。

ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ京都市の承認を得ること。

3 事業者の参加要件

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者。

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格を応募時点で全て有する者。

ア 応募事業者及び本業務における下請予定事業者が、京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。

イ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

オ 京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。

カ 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

※ 2つ以上の法人で構成される「共同事業体」として応募する場合は、構成員の全てが法人であるとともに、構成する法人間での代表者、責任分担等を定めた協定書の写しを提出できる者とする。

4 提出期限

令和4年8月30日（火）から9月12日（月）17時まで

5 応募手続等

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書 1部

イ 応募事業者の概要及びこれまでの実績が分かるもの 各1部

- ・ 会社案内等
- ・ マンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ関連企業と異業種とのマッチングやコンテンツ業界に係る事業の受託実績（過去1年以内）
- ・ 商品開発実績（過去1年以内）
- ・ その他、特に本事業の品質向上に寄与と思われる資料等（任意提出）

ウ 企画提案書（任意様式。ただし、書類の表紙や文中を含めて「社名」は記載しないこと）
6部

エ 見積書 1部（積算根拠がわかるように記載したもの）

オ 共同事業体協定書の写し（共同事業体として提案する場合のみ。任意様式） 1部

カ 競争入札参加有資格者以外の者にあつては、別途以下の書類を提出すること

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 納税証明書（国税等、京都市税（該当者のみ））
 - ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）
 - ・ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ※ 書類の請求先等の詳細は、以下ホームページで確認すること。

【京都市入札情報館】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000303215.html>

(2) 提出方法

下記の提出場所まで郵送又は直接持参すること。

(3) 提出場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室内 多田羅・野沢宛

電話：075-222-3306 FAX：075-222-3331

メール：contents-sangyo@city.kyoto.lg.jp

6 仕様書等に対する質問期限及び回答

(1) 質問対象者

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3 事業者の参加要件」を満たしている者とする。

(2) 質問期限

令和4年8月6日（火）17時まで

(3) 質問方法

上記5(3)の提出場所に掲載の連絡先まで電話又はメールにて問合せすること。

(4) 質問への回答

すべての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて掲載する（令和4年8月8日（木）予定）。

7 注意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となることがある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ・ 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ・ 指定の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 参加要件を満たす根拠資料の提示が、指定された期日内に行われなかったもの

(2) その他

- ・ すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募事業者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- ・ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 企画提案書作成上の留意事項

ア 様式

A4判縦長横書き（任意様式）

イ 留意事項

- ・ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、仕様書に記載の業務内容に沿って作成すること。
- ・ 提案書の本文は20ページ以内で作成すること（表紙、目次は除く）。ただし、図表等については、A3判の様式でも可とする。
- ・ 業務を遂行するための体制、要員（責任者及び業務従事者）について、業務経験、資格等を含めて記載すること。
- ・ 提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい内容とすること。
- ・ 企画提案書及び添付資料に係る作成経費等は応募者の負担とする。
- ・ 企画提案書及び添付資料は返却しない。

(2) 審査方法等

「コンテンツ活用ビジネス支援事業受託候補者選定会議」において、応募事業者から提出された提案書及び見積書を別添「受託候補者選定審査基準」に基づいて項目別に評価し、合計点が最も高い者を受託候補者として選定する（応募者が1社の場合は、合計点が満点の6割以上の場合に受託候補者とする）。

なお、選定会議は非公開とし、選定経過等に関する問合せには応じない。また、手続途中においては、応募者数を非公開とする。

また、必要に応じて応募者に、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合、応募事業者に別途通知するので、説明ができる者を選定会議に出席させること。

(3) 通知

選定結果については、令和4年9月16日（金）までに通知する。また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて掲載する。

9 委託契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と契約条件・内容（契約金額を除く）を確認及び協議のうえ、契約を締結する。
- (2) 受託候補者となった事業者等は、本市から所定の契約書を送付してから2週間以内に契約書を提出すること。
- (3) 受託候補者となった事業者等が、前々項並びに前項の手続きを行わないとき、当該委託業務に係る契約は締結しない。この場合、次点の者を受託候補者とする。

10 その他

- (1) 本事業に係る監査が行われる場合は、必ず協力・対応すること。
- (2) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市に帰属するものとする。